

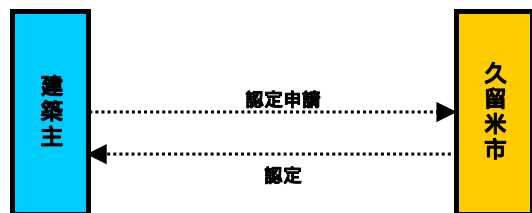
長期優良住宅建築等計画の認定申請 手続き

〔認定申請〕のみの場合

確認申請を、久留米市以外に提出する場合は、このパターンとなります。

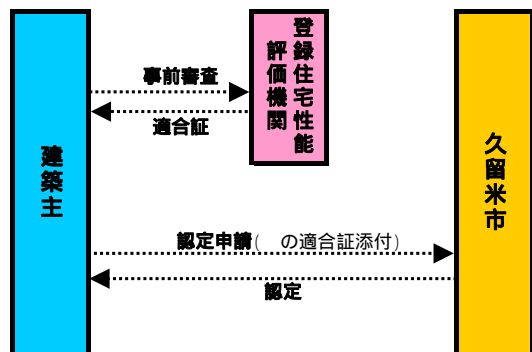
【ケース1】 直接久留米市に認定申請する場合

全ての認定基準適合確認を久留米市が行います。



【ケース2】 評価機関の事前審査後、久留米市へ認定申請する場合

「居住環境の維持及び向上への配慮」に関する認定基準を久留米市、その他の認定基準を登録住宅性能評価機関が適合確認を事前に行います。

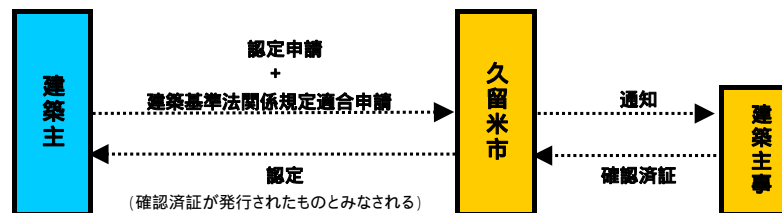


〔認定申請 + 建築基準法関係規定適合申請〕併願申請の場合

最終的に長期優良住宅の認定がなされた場合、確認済証の交付があったものとみなされます。認定申請手数料とは別に、確認申請手数料が別途必要です。

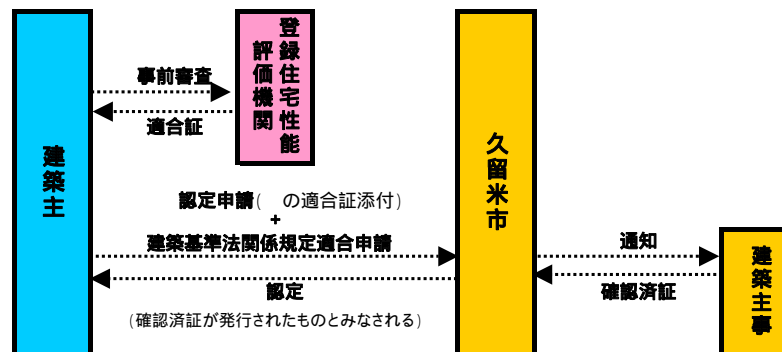
【ケース3】 直接久留米市に認定申請する場合

全ての認定基準適合確認を久留米市が行います。



【ケース4】 評価機関の事前審査後、久留米市へ認定申請する場合

「居住環境の維持及び向上への配慮」に関する認定基準を久留米市、その他の認定基準を登録住宅性能評価機関が適合確認を事前に行います。



久留米市では、認定審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から、認定申請に際して、事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けることを可能としています。
【ケース2】【ケース4】

〔認定申請 + 建築基準法関係規定適合申請〕併願申請の場合、長期優良住宅法による認定が取消しになれば、確認済証の効力も併せて失われますのでご注意ください。
【ケース3】【ケース4】

長期優良住宅の認定は、住宅性能表示制度の性能評価とは別の制度ですので、長期優良住宅の事前審査は、性能評価と別に審査を受ける必要があります。